

足利市空き家バンク改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用を図り、地域の活性化及び本市への移住定住を促進するため、足利市空き家・空き地バンク実施要綱（平成30年6月27日施行。以下「実施要綱」という。）に定める空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）を利用して空き家を購入した者等に対して、当該空き家の改修費用の一部を補助するため、足利市空き家バンク改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、足利市補助金等交付規則（平成19年足利市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱の例による。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、空き家・空き地バンクを利用して購入された空き家とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家を購入した者又はその同居予定者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 実施要項第13条第1項に規定する利用登録の申込みの日に本市の住民基本台帳に記録されていないこと及び補助金の実績報告の日までに本市の住民基本台帳に記録されていること
- (3) 補助対象空き家に10年以上居住することを誓約できること。
- (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助対象空き家の従前の所有者の3親等内の親族でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家の居住の用に供する部分に係る安全性又は機能性の維持又は向上のために行う修繕、補強、間取りの変更等の改修工事であって、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付が決定する前に着手した工事
- (2) 当該工事に要する費用の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が2

0万円未満の工事

(3) 他の制度による補助金又は補償金の交付を受け、又は受けようとする工事

(4) その他市長が補助の対象とすることが不相当であると判断した工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度として、これを予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足利市空き家バンク改修費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象空き家の売買契約を締結した日から2年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空き家の売買契約書の写し

(2) 補助対象工事に係る見積書及び明細書の写し

(3) 補助対象工事の着工前の写真

(4) 利用登録の申込みの日に本市の住民基本台帳に記録されていないことを証する書類

(5) 市税に滞納がないことを証する書類

(6) 誓約書（別記様式第2号）

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その結果を足利市空き家バンク改修費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付しないことに決定したときは、足利市空き家バンク改修費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更するときは、速やかに足利市空き家バンク改修費補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を足利市空き家バンク改修費補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 申請者及び交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、足利市空き家バンク改修費補助金交付申請取下届（別記様式第7号）により申請の取下げをすることができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき

(2) その他市長が必要と認めたとき

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、足利市空き家バンク改修費補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る領収書の写し

(2) 補助対象工事の完了後の写真

(3) 交付決定者の住民票の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を交付決定額の範囲内で確定し、足利市空き家バンク改修費補助金確定通知書（別記様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

2 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、足利市空き家バンク改修費補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。